

# 「北海道男女平等参画基本計画」推進状況(令和3年度)の概要

## 1 作成の趣旨

- 道では、平成13年3月に公布した「北海道男女平等参画推進条例」(以下「条例」という。)に基づき、平成30年3月に、第3次北海道男女平等参画基本計画(H30～R9以下「第3次計画」という。)を策定しました。
- 計画の推進状況は、条例の規定に基づき、毎年公表することとしており、令和3年度の推進状況と関連する施策の実施状況の取りまとめを行いました。

## 2 第3次計画の体系 -目標と基本方向、施策の方向-

### 【目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革】

基本方向	施策の方向
1 男女平等参画の啓発の推進	(1) 広報・啓発活動の充実 (2) メディア等における男女平等の理念への配慮 (3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進
2 男女平等の視点に立った教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の推進 (2) 学校における男女平等教育の推進 (3) 社会における男女平等教育の推進

### 【目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり】

基本方向	施策の方向
1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進	(1) 女性の活躍を応援するネットワークの構築 (2) 地域で活躍する女性の「見える化」
2 働く場における女性の活躍促進	(1) 政策・方針決定への女性の参画拡大 (2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革 (3) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 (4) 働きたい女性の就労・雇用継続支援 (5) 女性の円滑な再就職の支援 (6) 起業・多様な働き方支援 (7) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備 (8) 育児、介護の支援体制の充実 (9) 相談業務の充実
3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	(1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
4 地域社会における男女平等参画の促進	(1) 地域活動の促進 (2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進

### 【目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現】

基本方向	施策の方向
1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実
2 みんなが安心して暮らせる環境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援 (2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
3 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 生涯を通じた健康支援の推進 (2) 妊娠、出産等に関する健康支援

### 3 基本計画の推進状況

○ 第3次計画では、計画の推進管理を効果的に行うため、施策の方向の項目ごとに、25の指標項目と、62の参考項目を設定し、指標項目については目標値を設定しています。

- ・ 指標項目：計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目
- ・ 参考項目：男女平等参画推進の状況把握のため参考とする項目

#### 【目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革】

いまだに根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに向け、広報・啓発活動の充実や、男女平等の視点に立った教育の推進などに取り組んでいます。

#### 《主な関連施策》

- ・ 男女平等参画広報紙「イコール・パートナー」の発行
- ・ 北海道の男女平等参画社会を推進するための拠点施設「北海道立女性プラザ」による講座・セミナー等の開催、関連情報の収集・提供、相談業務の実施
- ・ 男女平等参画チャレンジ賞の実施

#### 《取組の推進状況》

【指標項目】	目標値		令和2年度		令和3年度	
		目標年	北海道	全国	北海道	全国
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	60.0%	令和4年度	54.3%	—	57.7%	—
生涯学習の成果を活用している住民の割合	80.0%	令和7年度	57.3%	—	57.3%	—

- ・ 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合は、前回調査(R2年度)時から3.4ポイント増加しました。目標達成に向け、引き続き固定的な性別役割分担意識の解消に向けた積極的な取組が必要です。

## 【目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり】

職場、家庭、地域などあらゆる分野への女性の参画を促進するとともに、男女が仕事と家庭を両立できる環境づくりや、女性の政策、方針決定の場への参画、ライフステージに応じた働き方の選択、農林水産業や自営業における女性の経営参画など、女性の活躍を推進するための取組を進めています。

### 《主な関連施策》

- ・「北の輝く女性応援会議」において、構成団体（経済団体、行政など）のトップによる応援メッセージの発出や、「女性の活躍を応援するリンケージメッセージ」の募集・公表を実施
- ・道立女性プラザ内に設置している「女性の活躍支援センター」に活躍支援員を配置して、道内在住の女性を対象として、ライフステージに応じた様々な相談に対応（相談件数：205件）
- ・道の審議会における女性委員の比率を令和4年（2022年度）までに40%とする目標を設定するとともに、委員選定のための参考となる女性人材リストを整備し、登用を促進（登録者数：403名（令和3年度末））

### 《取組の推進状況》

【指標項目】		目標値		令和2年度		令和3年度	
		目標年	北海道	全国	北海道	全国	
道の審議会等における女性委員の登用率	40.0%	令和4年度	37.2% (R2.4)	40.7%	34.6% (R3.4) ※1	42.3%	
道（知事部局等）の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合	10.0%	令和6年度	8.6% (R2.4)	—	9.0% (R3.4)	—	
道（知事部局等）の男性職員の育児休業取得率	20.0%	令和6年度	19.9%	—	23.8%	—	
育児休業取得率	男性	13.0%	令和7年度	5.9%	12.7%	10.2%	14.0%
	女性	90.0%		91.6%	81.6%	88.2%	85.1%
年間総労働時間	1,922時間	令和7年度	1,936時間	1,925時間	1,938時間	1,937時間	
女性（25～34歳）の就業率	全国平均値以上	令和7年	75.2%	78.9%	76.8%	80.5%	
ファミリー・サポート・センターの設置市町村	71カ所	令和6年度	69カ所	956カ所	70カ所	971カ所	

※1: 令和3年度は算定対象の審議会を拡大している。

【指標項目】	目標値		令和2年度		令和3年度	
		目標年	北海道	全国	北海道	全国
地域子育て支援拠点事業の実施数	424カ所	令和6年度	412カ所	7,735ヶ所	415カ所	7,856ヶ所
放課後児童クラブ設置数	1,065カ所	令和6年度	1,042カ所	26,625ヶ所	1,048カ所	26,925ヶ所
保育所待機児童数	0人 ※2	平成29年度	68人 (R3.4.1)	5,634人 (R3.4.1)	22人 (R4.4.1)	2,944人 (R4.4.1)
延長保育実施数	1,042カ所	令和6年度	975カ所	29,463ヶ所	1,016カ所	28,425ヶ所
夜間保育の実施数	12カ所	令和6年度	9カ所	—	9カ所	—
休日保育の実施数	50カ所	令和6年度	34カ所	—	34カ所	—
子育て短期支援実施市町村	44市町村	令和6年度	43市町村	—	43市町村	—
農業士の女性認定数	100人	令和9年度	60人	—	61人	—
主要農家に対する家族経営協定の締結割合	33.0%	令和9年度	24.1%	26.6%	調査中	調査中

※2：平成29年度に目標を達成し、以降それを維持することを目指す。

・道の審議会における女性委員の登用率について、令和3年度は算定対象の審議会を拡大したため、前年度よりも低下しており、目標値の達成には至っていないことから、目標達成に向け引き続き関係部局に働きかけをおこなっていきます。（「全国」欄の数値は、国の審議会の数値を表しています。）

・育児休業取得率は、男性が全国平均値（14.0%）を3.8ポイント下回っている状況です。女性については全国平均値（85.1%）を3.1ポイント上回る88.2%となっているものの、目標値（90.0%）を下回りました。

### 【目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現】

男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の予防と根絶に向け、意識啓発や相談体制の整備・充実などの的確な被害者支援に努めるとともに、経済的に安定し健康的に充実した人生を送ることができるよう、様々な環境の整備や支援に努めています。

#### 《主な関連施策》

・配偶者暴力相談支援センター（道立女性相談援助センター、本庁、各（総合）振興局）を配置して一時保護や相談体制の充実を図るほか、民間シェルターへの支援、職務関係者向けの研修会や関係機関相互の連携を図るための会議などを開催し、総合的な被害者支援対策を実施

- ・道立女性相談援助センターによる配偶者暴力防止法及び売春防止法に基づく相談や保護、自立支援の実施
- ・各(総合)振興局に男女平等参画推進員を設置し、配偶者暴力被害者の相談対応など被害者支援を実施

### 《取組の推進状況》

【指標項目】		目標値		令和2年度		令和3年度	
		目標年	北海道	全国	北海道	全国	
配偶者等からの暴力(DV)の周知度		90.0%	令和4年度	86.7% (R1)	81.5% (R1)	※R3年度は調査なし	
ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)		80.0%	令和6年度	—	—	※5年毎に調査実施 (次回公表はR4年度見込み)	
ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)		88.1%	令和6年度	—	—	※5年毎に調査実施 (次回公表はR4年度見込み)	
健康寿命の延伸 (日常生活に制限のない期間)	男性	増加	令和4年度	—	—	※3年毎に調査実施 (次回調査:R4年度)	
	女性		—	—	※3年毎に調査実施 (次回調査:R4年度)		
本道の成人の週1回以上スポーツ実施率		65.0%	令和7年度	—	59.9%	61.9%	56.4%
子宮頸がん検診、乳がん検	子宮頸がん	50%以上	令和5年度	—	—	※5年毎に調査実施 (次回公表はR4年度見込み)	
	乳がん	50%以上	—	—	※5年毎に調査実施 (次回公表はR4年度見込み)		
小児二次救急医療体制が確保されている二次医療圏数		21圏数	令和5年度	21圏数	—	21圏数	—

## 4 基本計画の推進状況を踏まえて

令和3年度の指標項目達成状況については、多くの項目が前年度の数値を超えているものの、未だ目標値の達成には至っていない項目が多い結果となりました。

男女があらゆる分野で共にその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現に向け、引き続き取り組んでいく必要があります。